

委託業務の余裕期間制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、徳島県農林水産部及び各総合県民局農林水産部が発注する委託業務において、発注時期や作業時期の平準化による公共事業の円滑な執行を目的に、余裕期間制度を試行するに当たり必要な事項を定める。

(対象業務)

第2条 余裕期間制度を試行できる委託業務（以下、「対象業務」という。）は、発注者が指定する。

2 対象業務は、業務名の末尾に「(余裕期間型)」と追記する。

(履行期間の設定)

第3条 履行期間は、標準的な履行期間に原則3ヶ月を超えない範囲内で余裕日数を加算して設定する。

(業務の着手)

第4条 受注者は、契約締結後余裕日数に15日を加えた日数以内に業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者等が対象業務の実施のため監督員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

なお、業務着手日は、契約後に提出する業務計画書に明記しなければならない。

(テクリスへの登録)

第5条 テクリスに登録する履行期間は契約履行期間とし、技術者の従事期間は業務計画書で届け出た業務着手日から履行期間の終期日までとする。

(経費の負担)

第6条 余裕期間制度の適用により増加する経費は受注者の負担とする。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項は、必要に応じて別に定める。

(附 則)

この要領は、令和3年2月1日から施行する。